



# 一般社団法人 日本ファミリーホーム協議会

## 令和3年度 事業計画

平成28年の児童福祉法の改正により、令和2年度において、国は社会的養護において家庭養育優先の原則の基づく取り組み等が推進されました。その中では、Ⅰ.包括的な里親養育支援体制の構築 Ⅱ.特別養子縁組の推進 Ⅲ.施設の小規模かつ地域分散化の推進 Ⅳ.施設における地域支援の取り組みの強化 Ⅴ.自立支援の充実の具体的な施策が打ち出されています。その中で、ファミリーホームに対しても新たに、心理療法担当職員の巡回、ファミリーホームの子どもも保育所を利用が可能となる、ファミリーホームの養育者負担軽減のためのレスパイトケア、ファミリーホームに対して業務負担軽減を目的とした補助率が国1/2、自治体1/2ではありますが、国として4,080千円の補助が予算計上されたことなど、これまで以上に光が当てられました。今年度は障害児等の手厚い養育のために、子どもが4人になっても補助者等の雇用の継続につなげるために、それぞれの自治体において実現すべくファミリーホーム協議会として各ブロックと力を合わせて要望していく必要があると考えます。

ファミリーホームは、社会的養護の必要となった子どもたちの代替養育の場であり、家庭養育の場として、暖かい安心できる家庭環境の中で、子どもの一人ひとりに寄り添った対応、また子どもを取りまく多様な課題への対応が求められています。しかし、制度が出来てから12年たっています。初期のころから比べると障害児や非虐待児が増えてきていること、またファミリーホームの措置年齢で一番多いのは17歳であることなど、養育を取り巻く環境が大きく変わってきています。そのため今年度は、研修の中でファミリーホームの子ども達の自立について、障害のある子どもの養育、虐待を受けた子どもの養育について、虐待防止について等の研修を企画して行きます。

また、協議会としてもあり方を検討したことに加えて、令和2年度10月、日本財団が早稲田大学の上鹿度先生と関係者、有識者が集まってファミリーホームが担うべき役割やその実現に必要なと考えられる事項を検討し、提言として「ファミリーホーム制度に関する提言書」がまとめられました。その提言では、短期的視点として①家庭養護としてのファミリーホームと定員数の改革②社会的資源との連携強化③養育者の専門性の向上④子どものニーズに合った養育をするための財政措置があげられました。

中長期的視点では、①子どもの養育ニーズに応じた養育の提供と措置費の制度改革②今後10年間の中長期的視点でのファミリーホーム及び関連制度の再整理があげられました。

協議会としてもこの提言を受け、厚生労働省とも連携しながらファミリーホームの近未来像を模索していきたいと思っております。ぜひ会員の皆さんの意見をお寄せください。

提言の中で、当事者の意見としてファミリーホーム経験者の声が記されています。

「子どもが成長するうえで『家庭』『家族という存在』は絶対的に必要であり、人間の豊さをつくる大切な基であると実感している。安心して眠れる・御飯をたべられる・話し相手がいること・ごく普通の家庭では当たり前なのにのそでない子どもが沢山いる。学校に通えること・家に友達を呼べるのがとても重要だと気づくことが出来た。」

この声にあるように自宅で暮らせない子どもであっても「安心できる家庭」があること、この当たり前の安心した暮らしがファミリーホームの役割です。

その役割をしっかりと果たし、他機関との連携を緊密にしていくために令和3年度はこれらのことを踏まえて以下の7つの重点項目を定めて取組み、会員相互の緊密で有機的な連携のもと、協議会組織が一体となって活動を推進し、事務局のスピーディーな対応を継続し、ファミリーホームにおける家庭養護の充実・育てる側の安心感を図るものとします。

## 《重点項目》

### (1) 「子どもの最善の利益」を第一義とした、より良いファミリーホームのための政策提言

- ①要望書提出
- ②厚生労働省の行政説明と意見交換会（全ブロック単位で、3か所程に分けて行う）
- ③社会的養護関係の議員連盟に参加

### (2) 厚生労働省・社会的養護他団体・関係団体との連携

- ・厚生労働省子ども家庭局 家庭福祉課
- ・児童の養護と未来を考える議員連盟
- ・子どもの家庭養育推進官民協議会
- ・全国退所児童等支援事業連絡会
- ・全国児童家庭支援センター協議会
- ・全国里親会、全国児童養護施設協議会等

### (3) 家庭養育の質がより良いものになるための研修の推進

- ①日本財団助成研修
- ②研修委員会企画研修
- ③処遇改善のための研修
- ④ファミリーホーム全国研究大会
- ⑤全国各地8ブロックでの活動研修
- ⑥虐待防止に特化した研修
- ⑦障害児・虐待を受けた子どもの養育の専門性向上のための研修
- ⑧ファミリーホームの子どもの自立について
- ⑨その他必要な研修

#### (4) 会員・各ブロックとの連携・課題等情報交換—運営会議等

会員の声を聴き、各ブロックでの研修や活動を応援し、情報交換の内容を全国役員会で話し合えるよう、各地区ブロック理事による運営会議を充実させます。アンケート調査などで、自治体間の格差などをアセスメントし、より良い方向について話し合い、国に提言します。

#### (5) 役員会・運営会議・委員会活動の充実

- ・役員会を月1回行う。—PDCAサイクルで課題の解決をスピーディーに行う。
- ・全国のブロック代表者の参加する運営会議を年2回以上行う
- ・委員会を設置し、役員の実任のもと会員の参加も募る
  - ①研修委員会
  - ②事業調査・政策委員会
  - ③社会的養護とファミリーホーム編集委員会
  - ④広報委員会
  - ⑤ファミリーホームの在り方検討会
  - ⑥次世代育成委員会
  - ⑦定款・運営規程見直し検討委員会
- ・必要に応じてZoom等を利用して会議をおこなう。

#### (6) 会員への情報提供のための広報の充実

ファミリーホームにかかわる情報や会員の声をできるだけ早く会員の皆さんに届ける。広報委員会において、役割と手順を決めて実行する。

- ①ニューズレターの発行（タイムリーに出していく）
- ②ファミリーホーム通信（年2回 外部組織にも配布する）
- ③社会的養護とファミリーホームの発行
- ④LINEやメール配信などの活用も行う。

#### (7) 事務局の強化

- ①事務局活動計画
- ②ファミリーホーム賠償責任保険
- ③監査・コンプライアンスに則った運営
- ④各都道府県市のファミリーホーム協議会の開設支援、活動支援を行う。
- ⑤理事会に運営規定に基づき、毎月の会計処理状況を報告する。

#### (8) ファミリーホーム開設支援・相談

ファミリーホーム開設推進のため、各都道府県市のファミリーホーム協議会の開設支援、活動支援を行う。

## 事務局活動計画

### ①事務局

(事務局について)

- ・〒655-0872 神戸市垂水区塩屋町大谷 657-3 (事務局長宅 ワンズハウス内)

(事務局員について)

- ・事務補助にかかる経費を予算内で確保する。

(事務局会議)

- ・会議の準備等のため、事務局で開催及びオンライン会議により必要に応じて行う。
- ・発送作業時に事務局会議を兼ねる。

(発送作業)

- ・入金案内、保険案内、総会案内、会報誌、協議会のしおり、全国大会関係、機関誌「社会的養護とファミリーホーム」、入会案内等  
発送業者：ゆうメール便  
印刷：プリントパック等、ネット印刷を活用。

### ②ファミリーホーム賠償責任保険 (担当：小松)

- ・団体保険として各ホーム名の入った保険加入証を送付。
- ・12歳以上委託児童名簿の作成。

### ③監査

- ・監査は、会長、会計、事務局長の参加。